

子どもの医療費自己負担額の格差是正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年二月十七日

藤 末 健 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

子どもの医療費自己負担額の格差是正に関する質問主意書

厚生労働省が平成二十七年三月二十七日に公表した平成二十六年年度の「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果によると、全ての都道府県及び市区町村が独自に子どもに係る医療費助成を行う一方で、その助成制度は全国一律ではなく、対象となる子どもの年齢、親の所得制限の有無、一部負担金の有無など子どもの医療費の自己負担額に大きな格差が生じていることが改めて示されている。現在、厚生労働省において有識者による「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」で子どもの医療費自己負担額の在り方等について検討が行われている最中と承知しているが、居住する地域における医療費の自己負担額が高額のため子どもが受診を控えるといった不公平な事態が発生しないよう対策を急ぐ必要があると考える。そこで以下五点について政府の見解を示されたい。

一 地方自治体における独自の子どもの医療費助成制度に対する評価及び医療費自己負担額の格差に対する見解はいかがか。

二 子どもの医療費助成を行う地方自治体に対して、国民健康保険に係る国庫負担金等の減額を行う現行制度の見直しを求める地方自治体等からの意見に対する見解はいかがか。

三 子どもの医療費自己負担額の軽減が少子化対策及び子どもの貧困問題対策に与える効果について見解は
いかがか。

四 国の財政負担により一律に子どもの医療費自己負担額の更なる軽減を図ることと格差を是正する必要が
あると考えるが見解はいかがか。

五 「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の今後の予定及び検討結果等を踏まえた対応策の実施
時期について見解はいかがか。

右質問する。